

令和 7 年

第 1 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和7年第1回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和7年1月29日 午前10時00分開会
午前10時30分閉会

2. 場 所 市役所3階第4会議室

出席者

2. 遠藤 良信 4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘
7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久 9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局

- 事務局長 堀江 祥生 農政係主査 鎌田 祥貴 農政係主査 川縁 多喜夫
農政係主任 山本 雅一 会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について（照会） 1件
(2) 生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願 1件

5. 報告事項

- (1) 生産緑地に対する取得のあっせんについて 1件
(2) 農地利用状況調査について

6. その他

令和7年第1回農業委員会総会

令和7年1月29日

【三田会長職務代理】 それでは、令和7年第1回国立市農業委員会総会を開催致します。本日、1番の内山砂里委員と3番の北島直芳委員は欠席です。会長欠席のため、会長職務代理の三田が進行を致します。よろしくお願いします。まず初めに、議事録署名委員の指名を行います。4番の小鹿倉薫委員、5番の佐伯昌信委員、お願いします。それでは、議題に入りたいと思います。(1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について、事務局よりお願いします。

【事務局長】 それでは、資料1ページをお開きください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について国立市長から照会が来ています。2ページをお開きください。事業計画の認定申請書になりますが、申請者の住所、氏名は記載のとおりです。事業計画の内容ですけれども、Iの共通項目の1番、貸借権等の認定を受けようとする者の氏名及び住所ですが、こちらは申請された方と同じとなります。2番、貸借権等の設定を受ける都市農地ですが、所在・地番は記載の3筆で、案内図は9ページをご覧ください。地目は、現況、登記簿とも畑で、面積は合計1,701平方メートルとなります。所有者の住所・氏名は記載のとおりです。認定を受ける貸借権等ですけれども、使用貸借権ということで、始期は令和7年2月1日から5年間となります。3ページの3、都市農地における耕作の事業の内容ですけれども、これは法律の施行規則第3条第1号の事業ということで、イに該当します。イというのは、申請された農地で生産された農産物を申請地域内、国立市内で販売することが認められるという項目になります。ここの農地の土壌・気候に合う露地野菜を栽培して、庭先での直売と、市内の福祉施設等への出荷を行うとされています。次に、中段ぐらいですが、施行規則の第3条第2号の事業ということで、こちらは申請者と農地所有者が貸借を行う農地での農業経営に関わる取組ということになりますので、まず①のほうは、収穫後の農産物の残渣や農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、除草を適切に行うとされています。それから②ですが、これは農地所有者のAさんは、借主であるBさんとの取り決めで、周辺住民からの相談等の受付対応、生産緑地の縁辺部の道路等の見回りや清掃、農作物の生育状況の連絡を行うなど、農地で行われる農業に関して年間40日以上従事しますとされています。次に、4番、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況ですが、年間従事日数ということで、現状は200日ですが、使用貸借後は230日を予定しています。4ページをご覧ください。こちらはIIの選択項目となります。この方は、使用貸借の権利の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人になりますので、イに該当し、5-1と5-2、それから6の項目の記入が必要となります。まず、5-1ですけれども、こちらは申請者が所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況となりますので、自作地で、その農地面積が2,912平方メートルとなります。内訳ですが、田が1,387平方メートル、畑が1,525平方メートルとなります。次に、5ページの5-2をご覧ください。こちらは申請者の機械の所有の状況、それから農作業に従事する者の数等の状況となります。(1)作付(予定)作物、作物別の作付面積ということで、田では水稻、権利取得後の面積が1,387平方メートルとなります。それから畑のほうですが、露地野菜ということで、権利取得後の面積は3,226平方メートルとなります。(2)大農機具ですが、所有がトラクター1台、管理機4台、野菜移植機1台、コンバイン1台となります。次に、(3)農作業に従事する者という項目ですが、①は権利を取得する人の農作業の経験等の状況ですが、農作業歴70年で、これは家族全

体での農作業歴ということで、申請者の父親を含む年数となっています。②ですが、世帯員等その他常時雇用している労働力ということで、これはご本人とお父様のお二人になります。④ですけれども、これは申請者の住所から借りようとする農地までの距離と到着にかかる時間ということで、0.6キロメートルで、5分となっています。次に、6番、周辺地域との関係になりますけれども、これは借りようとしている農地の周辺にある農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響等についてということで、影響が及ばないように、東京都病害虫防除指針に基づいた対応を行って、虫の発生と雑草の発生防止に努めることとされています。6ページ以降は記入不要となりますので空白となっています。申請書のご説明は以上となります。

【三田会長職務代理】 ここについては、会長と会長職務代理、農地利用班長、事務局、貸主の方、借主の方、立ち会って現地を確認しています。ご意見、ご質問ある方はどうぞ。ないようでしたら、本件事業計画設定について農業委員会として承認を致しますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【三田会長職務代理】 続いて、(2)生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願です。事務局、お願いします。

【事務局】 資料10ページをお開きください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願ということで、申出者の住所、氏名は記載のとおりとなります。買取り申出事由の亡くなった方の氏名、住所、続柄、買取り申出事由が生じた日は記載のとおりです。買取り申出生産緑地の明細は11ページの明細書のとおりとなりまして、合計9筆、面積は2,660平方メートルです。案内図は12ページのとおりとなります。説明は以上となります。

【三田会長職務代理】 それでは、本件について会長と事務局で現地確認を行っていますが、今日は会長が欠席ですので、事務局、報告があればお願いします。

【事務局】 現地について、会長が地区担当となりますので会長と事務局で確認をしたところ、証明願と現地に相違はありませんでした。以上です。

【三田会長職務代理】 ご質問、ご意見のある方は受け付けます。ないようでしたら、報告のとおり証明を出しますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【三田会長職務代理】 続いて、報告事項の(1)生産緑地に対する取得のあつせんについてを、事務局、お願いします。

【事務局】 13ページから16ページをご覧ください。13ページの市長から農業委員会宛ての照会文記載のとおり、生産緑地買取申出に対する取得のあつせんとなっています。申出者、所在地及び地目・地積については記載のとおりとなっています。次のページに申出書がありまして、16ページが現場の地図となっています。内容をご確認頂きまして、周辺の農地所有者の方々からあつせんに対して何かご要望がございましたら、2月10日までに事務局へご連絡を頂けますようお願い致します。

【三田会長職務代理】 本件についてご意見、ご質問を受け付けます。ないようでしたら、各地区の農家さんにこういう買取申出がありますという情報提供を行って頂ければと思います。続いて、(2)農地利用状況調査について、事務局、お願いします。

【事務局】 17ページをご覧ください。農地パトロールの状況確認の内容となっています。前回の総会に引き続きの確認となりまして、15番、16番のみ、前回の総会の段階では未改善でありましたので、その後の報告をそれぞれの地区担当委員よりお願いできればと思います。よろしくお願

ます。

【三田会長職務代理】 15番については、遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 昨日、現地で状況を確認したところ、防草シートを全面張ってあって、以前と変わらない状況です。以上です。

【三田会長職務代理】 続いて、16番について、佐伯昌信委員、お願いします。

【佐伯（昌）委員】 現地確認をしましたところ、重機によって工事を完了した後にトラクターによる耕うんがされて、改善されていました。以上です。

【三田会長職務代理】 15番については、今後、どう対応をしましょうか。

【遠藤委員】 先日、話に行ったときの状況ではやりますよという話だったのですが、全然改善されていないくて、今後売却されるという意向を踏まえて……。

【事務局】 文書ではなくていいかなと思います。話は直接お伺いできたので、まずは様子見で今後も口頭指導の形で進めればよろしいと思います。

【事務局長】 そうですね。まだされていないようですが、いつ頃になりますかぐらいの感じでいいかもしれないですね。

【遠藤委員】 では、今年度は随時、口頭で指導をしたほうがいいということでしょうか。

【事務局長】 改善されればその必要はないですが、改善されるまでは定期的に、どうですかということで確認していくということでもいいと思います。

【遠藤委員】 分かりました。これから草が生える時期になるので、私も見て、改善の方向に行くように注意したいと思います。

【三田会長職務代理】 では、引き続き検討ということでお願いします。特にご意見ないようでしたら、その他の（1）くにたち野菜PR事業について、お願いします。

【事務局】 18ページ、19ページをご覧ください。18ページが支部長回覧で2月に皆様に回覧を回そうと思っている内容です。市の事業としまして、くにたち野菜をPRしていこうという事業がありますけれども、くにべじくんのマークのシールを直売の袋に貼ったりですとか、あとはのぼり旗を直売所に置いて頂いている形になるので、その流れで、車両の横なり後ろに貼って頂けるようなマグネットシールを市で考えています。その旨の調査の依頼で、19ページに、A案、B案、C案とありまして、これの拡大版が後ろのホワイトボードにあります。「くにたち野菜」というのが、かなり前ですが、実際に市でつくって配布をしているものです。なので、このくにべじくんのデザインをそのまま使うという形が、のぼり旗やシールと統一性が取れるのでいいかなという意見もあれば、ちょっと若者チックというか、新しいデザインを取り入れた案がB案、C案という形になりまして、どれがいいですかというアンケートを兼ねてこちらの調査をさせて頂こうと思っています。この場で特にこれがいいあれがいいという議論をするつもりはありませんので、このアンケートを見て頂いてご回答を頂ければと思います。以上です。

【三田会長職務代理】 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

【関委員】 マグネットシールは、1枚ですか。

【事務局】 1人1枚なので、車両の左右という想定はないです。

【関委員】 希望をすれば誰でももらえるのですか。

【事務局】 誰でももらえます。

【三田会長職務代理】 他にございますでしょうか。ないようでしたら、次に行きます。(2) 肥料等高騰対策給付金の実施について、お願いします。

【事務局】 20ページをご覧ください。こちらは引き続きの確認になります。11月から始まったこの事業ですけれども、令和7年2月28日までが受付期限ということでこちらの肥料等高騰対策給付金事業を継続しているところです。こちらが2月の回覧で皆様にまた回覧する形になろうかと思いますので、まずご自身が申請されていないようでしたらして頂ければということと、あと、他の農業者の皆様にも周知をして頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

【三田会長職務代理】 この件は各地区周知のほうをお願い致します。続いて、(3) 第66回東京都農業委員会・農業者大会及び祝賀会について、お願いします。

【事務局】 最後の21ページをご覧ください。改めまして、農業者大会についてということで、その日程の確認ですとか祝賀会の連絡になります。開催日は令和7年2月20日(木)です。その同日の午前中に2月の総会を予定していますけれども、その時間も含めての確認となります。総会後に帰宅をして再度集合をすると中途半端な時間になる可能性がありますので、通常、総会は10時から開催ですけれども、2月に関しては10時半開催でいかがかと考えています。総会後にそのまま昼食を召し上がって頂いて、こちらの表のとおり、11時45分までに市役所正面にあるポスト付近に集合をして、バスで出発をする方向でいかがでしょうか。また、その下に注意事項として記載をさせていただきましたけれども、当日は農業委員バッチを着用して頂きたいと思います。なお、ご欠席に当たりましては2月13日(木)までに事務局へご連絡を頂けますようお願い致します。まずはここまでで質問があればお願いします。

【佐伯(義)委員】 昼食はどこでとるのでしょうか。

【事務局】 総会が大体1時間かかったとして、11時半頃から市役所の食堂で食べて頂きます。

【三田会長職務代理】 では、総会終了後に市役所で昼食をとって出発という流れはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【三田会長職務代理】 総会の開始時間が10時だと中途半端になるということで、10時半開始というご提案がありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 今のところ欠席する予定の方はいらっしゃらないということで、昼食は人数分ですよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(「はい」の声あり)

【三田会長職務代理】 ということでお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。Cさんはご高齢ということで、息子さんと一緒に大会に来る形でしょうか。

【関委員】 誰か付添いはつくとは聞いていますけれども、誰とどこまでどうするかというのは、確定は聞いていないです。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。以上となります。

【三田会長職務代理】 よろしいでしょうか。

【関委員】 13日の北多摩農業委員会連合会の表彰式は誰が出るのですか。

【事務局】 北多摩農業委員会連合会は、まだご連絡を差し上げていないのですが、人数の制限があるので、会長と、地区委員もしくは会長職務代理もしくは農地利用班長、3人ぐらいしか農業委員さんは出られないので、その辺をまたご連絡させて頂こうかと思っています。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

【三田会長職務代理】 他にございませんでしょうか。ないようでしたら、続いて、(4) 農業委員会だより61号について、お願いします。

【事務局】 農業委員会だより61号の初校が完成してまいりました。お手元に配らせて頂いています。前回、総会でご覧頂いたものと少しレイアウトが変わっていますが、内容と文章については変更していません。よろしければ印刷したいと思っています。もし何か修正等ございましたら、2月3日までに事務局へご連絡を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

【三田会長職務代理】 ご意見、ご質問はありますでしょうか。ないようでしたら、(5) 12月分活動記録カードの集計結果についてお願いします。

【事務局】 12月分活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」7件、C「その他の会議・会合」1件、E「市民・学校教育等との交流活動」8件、G「現地確認」3件、以上、19件です。

【三田会長職務代理】 報告を承りました。(6) 第2回農業委員会定例総会日程については、先ほど協議頂きました2月20日(木) 10時30分、市役所3階第2会議室、午後は、農業者大会及び祝賀会となります。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【三田会長職務代理】 よろしく申し上げます。本日の総会日程を全て終了致しましたので、これで終了致します。ありがとうございました。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

4 番 小 鹿 倉 薫 委員

5 番 佐 伯 昌 信 委員

